

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(土壌又は地下水の汚染状態の測定等)</p> <p>第33条 条例第68条の規定による土壌の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 健康有害物質のうち第6条第9号から<u>第14号</u>まで及び<u>第16号から第18号</u>までに掲げるものによる土壌の汚染状態の測定は、前号に規定する方法又は日本工業規格K0804に定める検知管式ガス測定器により測定する方法のいずれかの方法により行うこと。ただし、検知管式ガス測定器による測定の結果において、当該健康有害物質が検出された場合は、さらに前号に規定する方法により行うこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第16（第33条、第35条関係）</p> <p style="text-align: center;">土壌の基準値及び測定方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番 号</th> <th style="width: 30%;">健康有害物質の種類</th> <th style="width: 20%;">基準値</th> <th style="width: 40%;">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">シス—1,2—ジクロロエチレン</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1～4 [略]</p>	番 号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法	[略]				16	シス—1,2—ジクロロエチレン	[略]	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法	[略]				<p>(土壌又は地下水の汚染状態の測定等)</p> <p>第33条 条例第68条の規定による土壌の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 健康有害物質のうち第6条第9号から<u>第18号</u>まで、<u>第22号</u>及び<u>第27号</u>に掲げるものによる土壌の汚染状態の測定は、前号に規定する方法又は日本工業規格K0804に定める検知管式ガス測定器により測定する方法のいずれかの方法により行うこと。ただし、検知管式ガス測定器による測定の結果において、当該健康有害物質が検出された場合は、さらに前号に規定する方法により行うこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第16（第33条、第35条関係）</p> <p style="text-align: center;">土壌の基準値及び測定方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番 号</th> <th style="width: 30%;">健康有害物質の種類</th> <th style="width: 20%;">基準値</th> <th style="width: 40%;">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">1,2—ジクロロエチレン</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">シス体にあつては日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1～4 [略]</p> <p>5 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体</p>	番 号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法	[略]				16	1,2—ジクロロエチレン	[略]	シス体にあつては日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法	[略]			
番 号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法																														
[略]																																	
16	シス—1,2—ジクロロエチレン	[略]	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法																														
[略]																																	
番 号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法																														
[略]																																	
16	1,2—ジクロロエチレン	[略]	シス体にあつては日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法																														
[略]																																	

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル並びにセレン及びその化合物については、次の方法による。

(1) [略]

(2) 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小れき、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2ミリメートルの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位グラム)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの) (単位ミリリットル)とを重量体積比10パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が500ミリリットル以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20度)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4センチメートル以上5センチメートル以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。

(5) 検液の作成

(1)から(4)までの操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45マイクロメートルのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

- 2 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジ

の濃度の和とする。

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル並びにセレン及びその化合物については、次の方法による。

(1) [略]

(2) 試料の作成

採取した土壌を30度を超えない温度で風乾し、中小れき、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した(注1)後、非金属製の2ミリメートルの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位グラム)と溶媒(水(日本工業規格K0557に規定するA3又はA4のものをいう。以下この表において同じ。)) (単位ミリリットル)とを重量体積比10パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が500ミリリットル以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20度)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4センチメートル以上5センチメートル以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、溶媒の体積の2倍程度の容積を持つものを用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)までの操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45マイクロメートルで直径90ミリメートルのメンブランフィルターで全量ろ過して(注2)ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

(注1) 土粒子をすりつぶす等の過度な粉碎を行わないこと。

(注2) ろ過時間が30分以内の場合にはろ紙の交換は行わず、30分を超える場合にはおおむね30分ごとにろ紙を交換すること。

- 2 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジ

クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンについては、次の方法による。

(1)・(2) [略]

(3) 試料液の調製

あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコに試料（単位グラム）と溶媒（純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの）（単位ミリリットル）とを重量体積比10パーセントの割合となるようにとり（注1）（注2）、速やかに密栓する。このとき、混合液が500ミリリットル以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコのヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(4) [略]

(5) 検液の作成

(1)から(4)までの操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、ガラス製注射筒に静かに吸い取り、孔径0.45マイクロメートルのメンブランフィルターを装着したろ紙ホルダー（用いるメンブランフィルターの直径に適合するものであってステンレス製又はこれと同等以上の材質によるもの）を接続して注射筒の内筒を押し、空気及び始めの数ミリリットルを排出し、次に共栓付試験管にろ液を分取し、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする（注4）。

(注1)～(注3) [略]

(注4) ろ液の分取後測定までの操作中、測定の対象とする物質が損失しないように注意すること。

3 有機りん化合物、チウラム、シマジン及びチオベンカルブについては、次の方法による。

(1) [略]

(2) 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小れき、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2ミリメートルの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料（単位グラム）と溶媒（純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにした

クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンについては、次の方法による。

(1)・(2) [略]

(3) 試料液の調製

あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコに試料（単位グラム）と溶媒（水）（単位ミリリットル）とを重量体積比10パーセントの割合となるようにとり（注1）（注2）、速やかに密栓する。このとき、混合液が500ミリリットル以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコのヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(4) [略]

(5) 検液の作成

(1)から(4)までの操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、上澄み液を共栓付試験管に分取し、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする（注4）。

(注1)～(注3) [略]

(注4) 上澄み液の分取後測定までの操作中、測定の対象とする物質が損失しないように注意すること。

3 有機りん化合物、チウラム、シマジン及びチオベンカルブについては、次の方法による。

(1) [略]

(2) 試料の作成

採取した土壌を30度を超えない温度で風乾し、中小れき、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した（注1）後、非金属製の2ミリメートルの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料（単位グラム）と溶媒（水）（単位ミリリットル）とを重量体積比10パーセントの割合で混合し、か

もの（単位ミリリットル）とを重量体積比10パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が1,000ミリリットル以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温（おおむね20度）常圧（おおむね1気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4センチメートル以上5センチメートル以下に調整したもの）を用いて、6時間連続して振とうする。

(5) 検液の作成

(1)から(4)までの操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄みを孔径0.45マイクロメートルのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

4 ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物については、次の方法による。

(1) [略]

(2) 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小れき、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2ミリメートルの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料（単位グラム）と溶媒（純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの）（単位ミリリットル）とを重量体積比10パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が500ミリリットル以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温（おおむね20度）常圧（おおむね1気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4センチメートル以上5センチメートル以下に調整したもの）を用いて、6時間

つ、その混合液が1,000ミリリットル以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温（おおむね20度）常圧（おおむね1気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4センチメートル以上5センチメートル以下に調整したもの）を用いて、6時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、溶媒の体積の2倍程度の容積を持つものを用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)までの操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45マイクロメートルで直径90ミリメートルのメンブランフィルターで全量ろ過して（注2）ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

（注1） 土粒子をすりつぶす等の過度な粉碎を行わないこと。

（注2） ろ過時間が30分以内の場合にはろ紙の交換は行わず、30分を超える場合にはおおむね30分ごとにろ紙を交換すること。

4 ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物については、次の方法による。

(1) [略]

(2) 試料の作成

採取した土壌を30度を超えない温度で風乾し、中小れき、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した（注1）後、非金属製の2ミリメートルの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料（単位グラム）と溶媒（水）（単位ミリリットル）とを重量体積比10パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が500ミリリットル以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温（おおむね20度）常圧（おおむね1気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4センチメートル以上5センチメートル以下に調整したもの）を用いて、6時間

連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器を用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)までの操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45マイクロメートルのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

連続して水平に振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器で溶媒の体積の2倍程度の容積を持つものを用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)までの操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45マイクロメートルで直径90ミリメートルのメンブランフィルターで全量ろ過して(注2)ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

(注1) 土粒子をすりつぶす等の過度な粉碎を行わないこと。

(注2) ろ過時間が30分以内の場合にはろ紙の交換は行わず、30分を超える場合にはおおむね30分ごとにろ紙を交換すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。